

令和5年1月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真 哉

諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を使っているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和4年7月5日受付の司法行政文書開示請求書（最高裁秘書第2363号）  
に添付されていた、大阪地裁令和4年6月28日決定

2 苦情の申出がされた日

令和4年12月15日付け（同月19日受付）

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

最高裁秘書第32号

令和5年2月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和4年11月14日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

令和4年7月5日受付の司法行政文書開示請求書（最高裁秘書第2363号）に添付されていた、大阪地裁令和4年6月28日決定

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

最高裁秘書第423号

令和5年2月27日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮詢について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和4年7月5日受付の司法行政文書開示請求書（最高裁秘書第2363号）

に添付されていた、大阪地裁令和4年6月28日決定

2 苦情の申出がされた日

令和4年12月19日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和4年度（最情）謝問第20号

(2) 謝問日

令和5年2月20日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和5年2月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、不開示部分のうち基本事件の番号及び8頁の個人名以外は不開示情報に該当しない旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

令和4年7月5日受付の司法行政文書開示請求書（最高裁秘書第2363号）に添付されていた、大阪地裁令和4年6月28日決定

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和4年11月14日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件対象文書は、特定の閲覧等の制限決定の取消申立事件に係る決定書謄本であるところ、本件対象文書のうち不開示とした部分は、閲覧等の制限決定の取消申立事件、原決定及び基本事件の各事件番号、申立人の住所及び氏名等、事案の概要、当裁判所の判断、申立の理由、関連事情並びに職員の印影である。

本件対象文書には、申立人の住所及び氏名等の記載があることから、全体として申立人についての行政機関情報公開法第5条第1号本文に規定する個人識別情報に相当する。そして、苦情申出人が不開示情報に該当しないと主張する各記載については、同号イからハまでに相当する事情は認められず、以下の理

由により個人識別部分又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報に相当することから、部分開示も相当ではない。

ア 苦情申出人は、本件対象文書の1頁1行目、3行目及び4行目並びに6頁の雑事件番号につき、特定の個人を識別することはできないし、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるともいえない旨主張する。しかし、同不開示部分は、本件対象文書において申立人の住所及び氏名等や具体的な事件の内容と併せて記載されているところ、これらの記載は後記イからエまでのとおり申立人に係る個人識別部分又は公にすることにより申立人の権利利益を害するおそれがある情報に相当することから、これらと密接不可分である事件番号を開示すると、具体的な事件が特定されるため、同不開示部分は公にすることにより申立人の権利利益を害するおそれがある情報に相当する。

イ 苦情申出人は、1頁7行目及び8行目、並びに6頁の住所及び氏名は、2頁の他、8頁の「関連事情」の記載からすれば、事業を営む個人の当該事業に関する情報である旨主張する。しかし、1頁7行目及び8行目並びに6頁の住所及び氏名は本件対象文書における申立人の住所及び氏名であり、8頁の「関連事情」の不開示部分は申立人の職種に関する事実の記載であるところ、同「関連事情」内の記載によると、申立人は閲覧等の制限決定の取消申立を第三者として行った者であり、業として行う者ではないから、これらの記載部分は事業を営む個人の当該事業に関する情報ではなく、申立人に係る個人識別部分に相当する。

ウ 苦情申出人は、1頁下から5行目から4頁までの不開示部分は、特定の個人を識別することはできないし、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるともいえない旨主張するが、同不開示部分は、申立てに至る経緯（基本事件及び原決定の事案の概要及び背景事情）及び申立人の主張等を詳細に記載したものであることから、公にすることにより申立人の権

利利益を害するおそれがある情報に相当する。

エ 苦情申出人は、7頁のほか、8頁1行目から11行目までの不開示部分は、8頁の個人名だけを不開示とすれば、特定の個人を識別することはできないし、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるともいえない旨主張するが、同不開示部分は、基本事件に関連する事実を前提とする申立人の個別具体的な主張が記載されていることから、前記ウと同様、公にすることにより申立人の権利利益を害するおそれがある情報に相当する。

オ なお、苦情申出人は基本事件の番号及び8頁の個人名以外は不開示情報に該当しないと主張するため、上記各主張に加え、6頁の職員の印影並びに申立人の印影及び電話番号等についても不開示情報に該当しない旨主張しているものと解されるが、職員の印影及び申立人の印影等は個人識別情報に相当する。

(2) よって、原判断は相当である。

(3) なお、本件開示申出は、1で掲記した別件開示申出において苦情申出人が開示申出書に添付した文書の開示を求めるものであって、本件苦情申出書の記載内容をも踏まえると、苦情申出人は本件開示申出に係る文書（不開示部分に係る処理がされていないもの）を既に所持しているものと強く推測されること、仮に当該文書を現に所持していないとしても保有個人情報開示手続を利用するにより不開示部分のないものが開示可能であることを踏まえると、本件開示申出及び苦情申出は、情報公開制度の本来の目的を著しく逸脱する申出に該当する可能性がある旨を付言する。